

内部統制制度の導入について

1 概 要

地方自治法改正(令和2年4月1日施行)により、地方公共団体における内部統制制度*が導入

- ・ 内部統制に関する方針の策定・公表と体制の整備が必要
- ・ 毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付した後、議会に提出・公表が必要

※内部統制制度：組織内において業務の処理の適正さを確保するうえでのリスクを評価し、リスクに対応するための規範を設けるなど、自らコントロールする取組み

2 方針の策定

方針には、組織的な取組みの方向性、対象事務*等を記載

※対象事務：普通会計および企業会計における財務に関する事務（会計、予算、財産管理事務）

3 体制の整備等

- ・ 既存の「コンプライアンス推進会議」を活用し、内部統制制度について意識共有
- ・ 内部統制推進部局、内部統制評価部局を設置

体 制		役 割
コンプライアンス 推進会議	総務部長を委員長、会計管理者を 副委員長とし、各部副部長等で構成	取組結果の共有、見直し事項に ついて協議
内部統制推進部局	関係課による推進チーム (財政課、人事課、財産活用課、情報公開・ 法制課、統計情報課、審査指導課、会計課)	内部統制体制の整備等を全庁 的に推進
内部統制評価部局	人事課	各部局の自己評価のとりまとめ、 内部統制評価報告書を作成

- ・ 各所属における具体的取組例

①重点取組事項（リスク）の選定・実施

（監査等で過去に指摘された事項等を年度当初に振り返り、改善策や未然防止策を検討、実施）

②自己点検の強化

（対象事務を会計事務から予算・財産管理など財務事務全般に、回数を年1回から年2回に拡充）

4 スケジュール

令和 2年 3月 福井県内部統制基本方針 策定

4月～ 内部統制制度 施行

令和 3年 4月～ 令和2年度評価報告書作成、監査委員による報告書の審査

9月 令和2年度評価報告書を議会に提出・公表

福井県内部統制基本方針（案）

県では、これまで不適正な事務処理の防止を図るため、会計審査体制の強化や会計事務自己点検の実施など、一定の内部統制体制を構築してきました。

一方、国は、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくための地方行政体制の確立が求められているとして、地方自治法（以下「法」という。）を改正し、内部統制制度が導入されることとなりました。

このため、法第150条第1項（令和2年4月1日施行）の規定に基づき、内部統制に関する方針を以下のとおり策定し、効率的な業務遂行や事務処理の適正性を確保する内部統制体制を充実強化することにより、県民に信頼される行政運営に取り組んでいきます。

第1 内部統制の目的と取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、業務遂行上のリスクを把握し、対応策を整備するとともに、不備を把握した場合、速やかにその改善策を検討し、全庁で共有します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告等の信頼性を確保するため、情報の適正な保存および管理を徹底するとともに、適正な情報に基づく報告を作成します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等が着実に遵守されるよう、職員研修の充実を図るとともに、定期的な点検を実施します。

(4) 資産の保全

県が保有する財産や現金等の資産を保全するため、適正な手続きおよび承認のもと、資産の取得、使用および処分を行います。

第2 内部統制の対象事務

法第150条第1項第1号に定める財務に関する事務を対象とします。

第3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

(1) 推進・評価体制

コンプライアンス推進会議など全庁的な内部統制の推進・評価体制を整備します。

(2) 評価報告書の作成および公表

内部統制の整備・運用状況について、毎年、評価報告書を作成し、県ホームページ等で公表します。

(3) 監査委員との連携

より効果的な内部統制の整備・運用のため、監査委員との情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

第4 内部統制の改善

内部統制の整備・運用状況に係る評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、継続的に改善を図ります。

令和2年●月●日

福井県知事

杉本 達治